

# 男女共同参画推進計画を策定する委員会の委員を募集します



男女共同参画推進計画は、すべての町民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあいながら生活できる環境を実現するための計画です。町では、この計画を策定するにあたり、南三陸町男女共同参画推進計画策定委員会の委員を募集します。多数の応募をお待ちしています。

- ◇募集人員 3人
  - ◇任期 平成22年6月～計画素案作成まで
  - ◇応募資格
    - ・町内在住の満20歳以上の方
    - ・男女共同参画の推進に関心があり、5回程度開催する委員会に出席できる方
- ※委員会は、平日の午後7時からの開催を予定しています。

- ◇応募方法
 

申込書に必要事項を記載のうえ企画課まで直接持参するか、郵送、ファクシミリまたは電子メールで提出してください。

※申込書は、役場企画課及び各地区の公民館に備えているほか、町のホームページからダウンロードすることができます。
- ◇募集期間 5月6日(木)～5月20日(木)

申し込み・問い合わせ 企画課まちづくり推進係 ☎46-1371 FAX46-5348  
Eメール machizukuri@town.minamisanriku.miyagi.jp

## 山菜採りに行くときはマナーを守りましょう！

山林に生える山菜は貴重な山の恵みです。山菜を採る場合は、次のマナーを守り山林所有者とトラブルにならないよう注意しましょう。

### 山菜等採取してよい場所が確認する

看板などで立入禁止と表示されているところ、または山菜等の栽培地や国有林など、規制された地域には立ち入らないでください。

### 山菜等がなくならないようにする

山菜等は根こそぎ採ると再生できないものもありますので、必要な部分だけ採るようにしましょう。

### 分量をわきまえる

あまり欲張らず、家庭で食べられる分量を採りましょう。



### 食べられないものに気をつける

食用によく似た毒性のものがあります。知らないものは

## 森林の食料を採る際は届出を忘れず！

森林の伐採や伐採後に造林をする場合は、事前に届出をすることが法律で義務付けられています。

大切な森林資源を守るためにも、忘れずに届出をするようお願いいたします。

### 届出者

森林所有者または伐採する業者等

### 届出の時期

伐採を始める90日から30日前まで

### 届出の書類

伐採面積、伐採期間、伐採の方法や伐採後の造林の方法など

※提出された届出の内容が、

採らないようにしましょう。入山する際の注意

自然環境を荒らさないためにごみは必ず持ち帰り、火の取り扱いに注意しましょう。また、遭難や事故などから身を守るため、ひとりでは山に入らないようにしましょう。

町の森林整備計画に適合しない場合は、届出者に対して計画の変更などを命じる場合があります。

### 届出先

産業振興課農林業振興係または歌津総合支所地域生活課 ※保安林、国定公園内の立木を伐採する場合は県の許可が必要です。気仙沼地方振興事務所農林振興部森林整備班(☎24-2536)まで届出をしてください。

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1379  
歌津総合支所地域生活課 ☎36-3921

## 行政文書の開示の状況及び実施の状況

### 行政文書の開示の請求及び実施の状況

- 開示請求の件数 2件
- ①実施機関 教育委員会
- 開示の区分 部分開示
- 開示した行政文書の概要
  - 平成21年第2回・第3回・第4回教育委員会会議録
- ②実施機関 教育委員会
- 開示の区分 非開示
- 非開示とした理由
  - 法人等に関する情報であつて、公開することにより、その法人等の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認めため(南三陸町情報公開条例第8条第3号該当)

### 個人情報保護条例の運用状況

- 開示の実施
  - 町長に対し3件(うち病院事業に係るもの2件)、教育委員会に対し1件の開示請求がなされ、その4件すべてに

## 住民基本台帳の閲覧状況

平成18年11月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、年1回、住民基本台帳の閲覧状況を公表することになりました。

平成21年度中における住民基本台帳の閲覧状況は次の2件です。

- ①閲覧した団体などの名称
  - 自衛隊宮城地方協力本部長
- 請求理由
  - 自衛官の募集に伴う広報のため
- 閲覧日
  - 平成21年6月18日
- 閲覧した住民の範囲
  - 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの男女
  - 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの男女

問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370

規定による開示の実施状況の公表及び南三陸町個人情報保護条例第42条の規定による条例の運用状況の公表として行うものです。

平成22年2月24日

年4月1日生まれの男子計 303件

### ②閲覧した団体などの名称

社団法人中央調査社 会長 中田正博

### 請求理由

平成22年生活保障に関する調査のため

### 閲覧日

平成22年2月24日

### 閲覧した住民の範囲

昭和15年4月1日～平成4年3月末日生まれの男女(歌津字馬場地区のみ) 計 30件

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

## 漏水調査を実施します

上下水道事業所では、衛生的な水を安定的に供給するため、次のとおり漏水調査を実施します。

調査は、「音聴棒」を使い、

昼間、戸別に行う戸別音聴調査(メータ周りや水道管で漏水がないか聴き分ける)と夜間(午後11時～午前5時頃)に専用機器を使用し、埋設管上を歩く路面音聴調査になります。

なお、漏水調査は南三陸町ウォーターサービスの専門調査員が行い、調査のため個人の敷地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。また、調査員は身分証明書・腕章を携帯していますので、不審な点がありましたら、身分証明書の提示を求めてください。

### 路面音聴調査実施地区

南三陸町全域

※この漏水調査は、水道事業所の費用で行っていますので、皆さんに調査の費用を請求することはありませんが、個人の敷地内において漏水が発見された場合の修理代については使用者負担となりますのでご了承願います。

調査者 南三陸町ウォーターサービス ☎0120-037-132

問い合わせ 上下水道事業所上水道係 ☎46-5600

